

## 川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例運用基準

平成 5 年 6 月 1 日

5 川都施第 84 号市長決裁

最近改正 令和 8 年 3 月 31 日

川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成 4 年川崎市条例第 54 号。以下「条例」という。）の事務取扱については、条例及び川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則（平成 5 年川崎市規則第 58 号。以下「規則」という。）に規定されているもののほか、次によるものとする。

### 1 建築物の共通用途部分の面積の取扱い

- (1) 条例第 4 条第 2 項の表の (1) の項に規定する用途又は共同住宅、長屋、寄宿舎若しくは下宿の用途（以下「共同住宅等の用途」という。）のうちの 2 以上の用途を有する建築物で、そのいずれの用途にも供される部分（以下「共通用途部分」という。）を有するものについて条例第 4 条から第 6 条までの規定により特定自動車用駐車施設の規模を算定しようとする場合は、当該共通用途部分の面積を条例第 4 条第 2 項の表の (1) の項に掲げるそれぞれの用途に供する部分又は共同住宅等の用途に供する部分の床面積の割合に応じて按分し、当該按分して得た数値を同表の (1) の項に掲げるそれぞれの用途に供する部分又は共同住宅等の用途に供する部分の床面積とみなし、それぞれに対応する用途に供する部分の床面積に加えるものとする。
- (2) 前号の規定は、荷さばき用駐車施設の規模を算定しようとする場合について準用する。この場合において、同号中「条例第 4 条第 2 項」とあるのは「条例第 6 条の 3 第 2 項」と、「条例第 4 条から第 6 条まで」とあるのは「条例第 6 条の 3 第 1 項から第 3 項まで並びに同条第 5 項で準用する第 5 条及び第 6 条」と、「特定自動車用駐車施設」とあるのは「荷さばき用駐車施設」と、「同表の (1) の項に掲げるそれぞれの用途に供する部分又は共同住宅等の用途に供する部分」とあるのは「条例第 6 条の 3 第 2 項の表の (1) の項に掲げるそれぞれの用途に供する部分」と読み替えるものとする。
- (3) 第 1 号の規定は、特定自動二輪車用駐車施設の規模を算定しようとする場合について準用する。この場合において、同号中「条例第 4 条第 2 項」とあるのは「条例第 6 条の 4 第 2 項」と、「条例第 4 条から第 6 条まで」とあるのは「条例第 6 条の 4 第 1 項から第 3 項まで並びに同条第 4 項で準用する第 5 条及び第 6 条」と、「特定自動車用駐車施設」とあるのは「特定自動二輪車用駐車施設」と、「同表の (1) の項に掲げるそれぞれの用途に供する部分又は共同住宅等の用途に供する部分」とあるのは「条例第 6 条の 4 第 2 項の表の (1) の項に掲げるそれぞれの用途に供する部分」と読み替えるものとする。

### 2 端数の取扱い

条例第 4 条から第 5 条まで並びに第 6 条の 3 及び第 6 条の 4 の規定により附置しなければならない駐車施設の規模を算定するにあたり、算出の過程において次に掲げる数値に小数点以下の端数が生ずるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる位を四捨五入するものとする。

- (1) 条例第4条第1項第1号の規定により非特定用途に供する部分の床面積に0.75を乗じて得た数値 小数点第3位
- (2) 前項の規定により共通用途部分を按分して得た数値 小数点第3位
- (3) 条例第4条第2項の規定により同項の表の(1)の項に掲げる用途に供する建築物の床面積をそれぞれに対応する(2)の項に掲げる面積で除して得た数値 小数点第3位
- (4) 条例第4条第3項の規定により同項の表により算出して得た数値 小数点第6位
- (5) 条例第5条の規定により算出された床面積の合計数値 小数点第3位
- (6) 条例第6条の3第2項の規定により同項の表の(1)の項に掲げる用途に供する建築物の床面積若しくは住戸又は住室の数をそれぞれに対応する(2)の項に掲げる面積若しくは住戸又は住室の数で除して得た数値 小数点第3位
- (7) 条例第6条の3第3項の規定により同項の表により算出して得た数値 小数点第6位
- (8) 条例第6条の4第2項の規定により同項の表の(1)の項に掲げる用途に供する建築物の床面積をそれぞれに対応する(2)の項に掲げる面積で除して得た数値 小数点第3位
- (9) 条例第6条の4第3項の規定により同項の表により算出して得た数値 小数点第3位

### 3 荷さばき用駐車施設等の取扱い

- (1) 条例第6条の3第6項第3号に規定する荷さばき用駐車施設を附置することが著しく困難であると市長が認めるときとは、敷地面積が1,000平方メートル未満のときとする。ただし、条例第6条の3第1項第2号又は第3号に該当する建築物は除くものとする。
- (2) 荷さばきの用に供することができる場所、又は条例第6条の3第1項第2号又は第3号の規定により設置した荷さばき用駐車施設には、荷さばき自動車用の駐車施設であることを明示しなければならない。

### 4 特殊装置について

- (1) 特殊装置を設置する場合は、条例第10条に規定する届出若しくは変更の届出又は条例第9条第3項に規定する承認若しくは変更の承認申請の際に、国土交通大臣の認定書の写しを提出しなければならない。
- (2) 特殊装置を用いる場合は、条例第8条第1項で規定している駐車場の用に供する部分の規模の全部又は一部を幅2.3メートル以上で奥行き5メートル以上としている部分については、幅1.7メートル以上で奥行き4.7メートル以上とすることができ、幅2.5メートル以上で奥行き6メートル以上としている部分については、幅1.85メートル以上で奥行き5メートル以上とすることができる。

### 5 駐車施設の位置、構造等の技術基準

- (1) 条例第8条第6項に規定する駐車施設の位置、構造等の技術基準は、次に定めるとおりとする。

ア 駐車施設の出入口は、次に掲げる道路に接する部分に設けてはならない。

(ア) 幅員 6 メートル（自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 平方メートル未満の駐車施設にあつては 4 メートル）未満の道路。ただし、駐車施設（路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 平方メートル以上のものを除く。）を附置しなければならない建築物の敷地と道路との接する部分に出入口を設けた場合で、当該接する部分に沿って、当該道路の反対側の境界線からの水平距離が 6 メートル（自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 平方メートル未満の駐車施設にあつては、4 メートル）以上となる幅員を有する公共の用に供する空地を敷地内に設け、通行の安全に寄与する整備を行ったときは、この限りでない。

(イ) 幅員が 6 メートル以上の道路（(ア)ただし書きに規定する空地については、道路とみなす。）の交差点又は曲がり角（その内角が 120 度を超えるものを除く。）から 5 メートル以内の道路

(ウ) 踏切から 10 メートル以内の道路

(エ) 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル

(オ) 乗合自動車の停留所を表示する表示板又は表示柱が設けられている位置から 10 メートル以内の道路

(カ) 横断歩道橋の昇降口から 5 メートル以内の道路

(キ) 児童公園、小学校、特別支援学校、幼稚園又はその他これらに類するものの出入口から 10 メートル以内の道路

(ク) 橋

イ 車路の幅員は、5.5メートル（自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル未満の駐車施設にあつては5メートル）以上、一方通行の場合にあつては3.5メートル（自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル未満の駐車施設にあつては3メートル）以上とし、自動車が円滑かつ安全に走行することができる構造でなければならない。ただし、専ら特定自動二輪車の駐車のために供する部分の車路の幅員は、3.5メートル以上、一方通行の車路の幅員は2.25メートル以上としなければならない。

ウ 自動車の出口付近の構造は、当該出口から 2 メートル後退した自動車の車路の中心線上 1.4 メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ 60 度以上の範囲内において、当該道路を通行するものの存在を容易に確認できるものでなければならない。ただし、専ら特定自動二輪車の駐車のために供する部分の出口付近の構造は、当該出口から 1.3 メートル後退した車路の中心線上 1.4 メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ 60 度以上の範囲内において、当該道路を通行するものの存在を容易に確認できるものでなければならない。

エ 原則として、自動車の駐車のために供する部分と道路との間に前面空地を設けずに道路に接して自動車の駐車のために供する部分を設置してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、2 台まで設置を認めるものとする。

ア 荷さばき用駐車施設を設置するとき

イ 周囲の状況等から自動車の通行上支障がないと認められるとき

- (2) 前号アからウまでの規定は、次のいずれかに該当する場合は、適用しない。
- ア 自動車の駐車のために供する部分の面積が 50 平方メートル以内のとき。
  - イ 周囲の状況、敷地の状況又は建築物の構造等からやむを得ない場合で、自動車の通行上特に支障がないと認められるとき。

## 6 敷地外駐車場の取扱い

### (1) 敷地外駐車場（以下「隔地駐車場」という。）を認める場合の該当要件

条例第 9 条第 1 項に規定する建築物の構造又は当該建築物の敷地の状態から当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置することができないと市長が認める場合は、次に定めるとおりとする。ただし、別図 1 に示す範囲内の建築物については、次号のとおりとする。

- ア 建築物の増築又は大規模の修繕等をする場合で、当該建築物の構造上、駐車施設の附置が不可能又は極めて困難である場合
- イ 敷地の接する道路に自動車の出入口を設けることが、法令等により禁止されている場合
- ウ 敷地の接する道路の交通規制により自動車の出入りが禁止されている場合、又は当該道路の交通事情等から駐車施設を設けることが適当でないと認められる場合
- エ 敷地の形態が著しく不整形又は間口若しくは敷地が狭小で、駐車施設の附置が不可能又は極めて困難である場合

### (2) 別図 1 に示す範囲内の建築物における隔地駐車場を認める場合の該当要件

- ア 通りと接する敷地内に商業店舗等の設置や歩行者の憩いの場となるような設備等の設置など地域に配慮した空間づくりを行うよう努めること

### (3) 隔地駐車場の条件

条例第 9 条の規定により隔地駐車場の設置を認める場合は、次の条件によるものとする。

- ア 原則として、建築物に付随しない平面式の駐車施設ではなく、かつ、他の用途への転用が容易でないものであること。
- イ 隔地駐車場は原則として、駐車施設を附置すべき者が所有するものでなければならない。ただし、地区の特殊性等によりこれによりがたい場合で、次の要件を満たす場合には、既存の駐車場を賃借等して利用することを認めるものとする。
  - (ア) 自走式駐車場にあっては、駐車位置が確定していること。
  - (イ) 長期間の貸借期間が設定されていること。（原則として 10 年間以上の契約期間とする。ただし、契約期間が 10 年未満であっても自動更新その他の規定により、結果として 10 年以上の継続利用が確保される契約であるときは、この限りでない。）
  - (ウ) 都市計画駐車場でないこと。
  - (エ) 路上自動二輪車駐車場でないこと。
  - (オ) 別図 1 に示す範囲内の建築物においては、隔地駐車場の場所が、バリアフリー基本構想の特定経路等や、その他関連計画等の内容から設置が望ましくない場所でないこと。
- ウ 駐車施設を附置すべき者が附置義務台数を超えて自己所有の隔地駐車場を設けた場合は、超えた部分は原則として一般公共の用に供する時間貸しの駐車場として開放すること。

エ 原則として、荷さばき用駐車施設等は駐車施設を附置すべき建築物又はその敷地内に必要な台数を確保すること。

オ 隔地駐車場には、当該駐車場が条例第 9 条に規定する隔地駐車場であること、駐車場を附置すべき建築物の名称並びに位置、台数及び市長の承認年月日を記載した縦 20 センチメートル、横 40 センチメートル以上の金属性の表示板を当該駐車施設の見やすい場所に設けること。

カ 駐車場を附置すべき者が、当該隔地駐車場の管理状況及び使用状況を市長に毎年報告すること。

#### (4) 隔地駐車場の申請

隔地駐車場を申請する場合には、規則第 6 条第 1 項に規定する駐車施設附置（変更）特例承認申請書により申請しなければならない。なお、駐車施設を賃借等する場合には契約書の写しを添付しなければならない。

### 7 附置の特例の取扱い

(1) 条例第 6 条の 2 第 1 項及び第 2 項（第 6 条の 4 第 4 項において準用する場合を含む。）並びに第 6 条の 3 第 6 項（第 2 号及び第 3 号を除く。）及び第 7 項並びに第 9 条第 5 項及び第 6 項に規定する自動車の駐車需要に応じた駐車施設の台数の規模とすることを認める場合は、次の条件によるものとする。

ア 施設の利用実態から想定される駐車台数以上を附置したものであること。

イ 原則の附置義務台数の駐車施設を整備することができる空地等があること。

ウ 施設利用者等への公共交通機関の利用促進及び自動車の利用抑制に資すると判断される取組が行われるものであること。

エ 駐車施設の所有者又は管理者が、当該駐車施設の管理状況及び使用状況を市長に毎年報告すること。

### 8 届出等の添付図面

(1) 規則第 5 条第 1 項に規定する駐車施設附置（変更）届出書に添付する図面は別表第 1 に掲げるものとする。

(2) 規則第 6 条第 1 項に規定する駐車施設附置（変更）特例承認申請書に添付する図面は別表第 2 に掲げるものとする。

### 9 適用除外の取扱い

条例の規定に基づき附置しなければならない駐車施設の台数を条例第 4 条第 4 項の規定に基づき算定する場合に、次の用途に供する建築物の部分については、規則第 7 条第 4 号に規定する建築物の性質上又は用途上駐車需要が生じないと認められる建築物の部分であるとして適用除外とすることができる。

(1) 床面積が 36 平方メートル未満の住戸又は住室を有する共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物にあっては、床面積が 36 平方メートル未満の住戸又は住室の数に 3 分の 2 を乗じて得た数値(小数点以下の端数があるときはこれを切り下げる。)の住戸又は住室の部分

(2) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 5 条第 1 項にいうサービス付き高齢者向け住宅事業並びにこれらに類する高齢者向け住宅の用に供す

る建築物にあつては、住戸又は住室の数に10分の7を乗じて得た数値（小数点以下の端数があるときはこれを切り下げる。）の住戸又は住室の部分

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学の学生のための寄宿舎その他これに類する用に供する建築物にあつては、住戸又は住室の数に5分の2を乗じて得た数値（小数点以下の端数があるときは、これを切り下げる。）の住戸又は住室の部分

(4) 居住者等を会員とするカーシェアリング制度を導入する共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物であつて、適切な運用計画が立てられているものについては、住戸又は住室の数に5分の1を乗じて得た数値（小数点以下の端数があるときはこれを切り下げる。）の住戸又は住室の部分

#### 10 適用除外の承認申出等

(1) 建築物の新築、増築、大規模の修繕等を行おうとする者で、条例第11条第1項第2号の規定の適用を求めようとする場合は、別紙の駐車施設附置適用除外承認申出書を提出しなければならない。

(2) 適用除外（規則第7条第4号の規定によるものを除く。）の適用を求める場合においても、荷さばき等のための駐車施設を確保しなければならない。

附 則

この基準は、平成5年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成10年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成11年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の際現に存する建築物若しくは当該建築物の敷地内に附置しなければならない特定自動車用駐車施設（川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成4年条例第54号）第2条第2項第2号に規定する特定自動車用駐車施設をいう。）であつて市長が車いす使用者のために必要と認めるもの（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）又は現に新築、増築若しくは大規模の修繕等（同条例第6条に規定する大規模の修繕等をいう。）の工事に着手している建築物若しくは当該建築物の敷地内に附置

しなければならない車いす使用者用駐車施設については、改正前の基準第 3 条第 1 号及び第 4 号の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

図面の種類		明示すべき事項	
駐車施設	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び建築物の位置	
	配置図	縮尺 (1/200 以上)、方位、位置、規模、出入口、車路及びその幅員、敷地が接する道路の位置及び幅員並びに交差点、横断歩道、停留所等の位置	
	建築物の 場合の	各階平面図	縮尺 (1/200 以上)、方位、間取り、規模、駐車施設内外の自動車の車路及びその幅員並びにその他の主要な施設
		立面図	縮尺 (1/200 以上) (2 面以上)
		断面図	縮尺 (1/200 以上)、はり高、各部の長さ及び傾斜部の勾配
建築物	配置図	縮尺 (1/200 以上)、方位、敷地の境界線及び敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員	
	各階平面図	縮尺 (1/200 以上)、方位、間取り並びに各室の用途 (次に示す色により用途毎に色分け) 及び床面積表 用途別に定める色 ① 百貨店その他の店舗又は事務所 → 桃色 ② ①以外の特定用途 → 緑色 ③ 共同住宅、長屋、寄宿舍又は下宿 → 黄色 ④ ③以外の非特定用途 → 橙色 ⑤ 共通用途部分 (共通となる用途を明示すること) → 青色	

(注) 条例第 8 条第 5 項に規定する特殊な装置を用いるときは、当該装置の仕様を明示した図面を用いること。

駐車施設又は建築物のいずれか一方の図面に、明示すべき事項の全てが記載されているときは、当該一方の図面で足りる。

別表第 2

図面の種類		明示すべき事項	
駐車施設	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び建築物の位置並びに条例第 9 条第 3 項の規定による申請にあっては、建築物の位置及び駐車施設との距離	
	配置図	縮尺 (1/200 以上)、方位、位置、規模、出入口、車路及びその幅員、敷地が接する道路の位置及び幅員並びに交差点、横断歩道、停留所等の位置	
	建築物の 場合の	各階平面図	縮尺 (1/200 以上)、方位、間取り、規模、駐車施設内外の自動車の車路及びその幅員並びにその他の主要な施設
		立面図	縮尺 (1/200 以上) (2 面以上)
		断面図	縮尺 (1/200 以上)、はり高、各部の長さ及び傾斜部の勾配
建築物	配置図	縮尺 (1/200 以上)、方位、敷地の境界線及び敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員	
	各階平面図	縮尺 (1/200 以上)、方位、間取り並びに各室の用途 (次に示す色により用途毎に色分け) 及び床面積表 用途別に定める色 ① 百貨店その他の店舗又は事務所 → 桃色 ② ①以外の特定用途 → 緑色 ③ 共同住宅、長屋、寄宿舍又は下宿 → 黄色 ④ ③以外の非特定用途 → 橙色 ⑤ 共通用途部分 (共通となる用途を明示すること) → 青色	

(注) 条例第 8 条第 5 項に規定する特殊な装置を用いるときは、当該装置の仕様を明示した図面を用いること。

附 則

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、1 (2)、2 (6)、3 (1)、3 (2)、及び 7 (1) 本文の改正規定は、同年 7 月 1 日から施行する。

別図 1

